平成２６年（フ）第１５６号
千葉県銚子市芦崎町903番地　グリーンハイツ芦崎201
債務者　大森　巧子（旧姓阿佐）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２６７号
神奈川県座間市相模が丘５丁目25番２号　グランドール相模が丘307号
債務者　大矢　美雪
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７９号
相模原市南区南台６丁目15番17号　トクモトビル300
債務者　徳元　正男
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２８０号
相模原市南区南台６丁目15番17号　トクモトビル300
債務者　徳元　京子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９１号
神奈川県座間市南栗原４丁目30番13号　ゼニス・ネクスト102号
債務者　前田　三男
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９２号
相模原市中央区田名10114番地
債務者　柴谷　朝美（旧姓松口）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２９３号
相模原市南区上鶴間４―５―15　シャトルシブヤ101号室、住民票上の住所東京都江東区扇橋１丁目10番５号
債務者　長谷川　香
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８９号
岐阜県中津川市駒場1135番地の８　ロイヤルハイム中津川１―105
債務者　原　　誠
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第２５９号
静岡県伊東市川奈1184番地の27　県営川奈団地Ａ棟302号
債務者　勝又　　靖
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
静岡県掛川市横須賀1621番地の１　えびす102
債務者　恩田　　勇
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２７７号
愛知県犬山市大字羽黒字川原口60番地４
債務者　山﨑　清美
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２８７号
愛知県一宮市萩原町戸苅字滝用水西７番地
債務者　鎌田　義信
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０８０号
京都市東山区大和大路通四条下る４丁目小松町11番地40　メゾンエリジア308号、前住所京都市東山区三条通白川橋東入５丁目東町223番地　プラネシア神宮道403
債務者　吉原　沙樹
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４８号
兵庫県西脇市小坂町93番地の16
債務者　塙　　博行
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第３６０号
愛知県安城市日の出町10番23号　サントヴィラージュ302
債務者　久松　和美
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月７日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０１号
静岡県浜松市中区泉１丁目10番16号　コーポコヅカ104号、前住所静岡県浜松市中区住吉４丁目９番22号　シャトレ飯尾Ｉ202号
債務者　渡邊　直幸
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６５３号
神奈川県鎌倉市山崎711番地　メゾンアマギ103
債務者　羽染　友子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部